

【全国市民オンブズマン連絡会 政務調査費に関する情報】

兵庫県 政務調査費 詐欺でさらに 2 人書類送検

兵庫県議 2 人が、自己所有の自宅もしくは家族所有の自宅を事務所にし、政務調査費を支出していました。

賃料が発生しないのに賃料を発生したようにみせかけ、政務調査費を懐に入れているのは詐欺だということで兵庫県議 2 人を兵庫県警に刑事告発していましたが、昨日、兵庫県警は 2 人を詐欺罪等で検察に書類送検しました。

神戸新聞記事 2006/11/07

兵庫県議 2 人を書類送検 虚偽の賃料で公費受け取る

兵庫県会の小林喜文県議(62) = 豊岡市、自民党議員団 = と加藤康之県議(63) = 姫路市、ひょうご・県民連合 = が、自宅を事務所として使いながら議会の政務調査費から賃料を支出したとして、兵庫県警捜査二課は六日、詐欺と虚偽公文書作成、同行使の疑いで、神戸地検に書類送検した。

調べでは、小林県議は、豊岡市の自宅を事務所として使い、賃料などが発生しないのに、政務調査費の収支報告書に事務所の賃借料として二〇〇三、〇四年度に計百三十七万円を使ったと虚偽の記載をし、公費を受け取った疑い。加藤県議は、姫路市の自宅を事務所として使い、〇一-〇四年、同報告書に、事務所の賃借料と光熱水費として計二百五十二万円を使ったと虚偽の記載をし、公費を受け取った疑い。

今年三月、市民オンブズ尼崎など市民三団体が監査請求し、両県議は利息分を含め返還。監査請求は却下

また、本日、選挙区内で開かれた無料講演会に参加し、政務調査費から参加費(寄付)を支払っていた県会議員 1 人を、公職選挙法違反容疑で兵庫県警に告発しました。

政調費返還訴訟 弘前市が控訴

<http://jyoho.kahoku.co.jp/member/news/2006/11/20061104t23021.htm>

河北新聞 2006 年 11 月 03 日

2003 年度に青森県弘前市議 11 人に支払われた政務調査費の返還訴訟で、弘前市は 3 日、議員 10 人に支給された約 233 万円を返還請求するよう相馬市長に命じた青森地裁判決を不服として控訴した。

控訴理由について、相馬市長は「各議員の政務調査費の支出が適正であるか否かについて、判断するためのルールが必ずしも明らかでないため、上級裁判所の判断を仰ぎたい」とコメントした。

(注) ■は金へんに昌

政務調査費を統一地方選の争点に！名古屋市議・愛知県議に質問状発送

名古屋市民オンブズマン

名古屋市民オンブズマン(代表：倉橋克実税理士)は、議員に支給される「政務調査費」の透明度を、2007 年 4 月に行われる統一地方選挙の争点にするために、現職の名古屋市議・愛知県議に対して以下のアンケートを 2006 年 11 月 2 日付けで発送いたしました。

11 月末までに回答を求め、名古屋市民オンブズマンのホームページで統一地方選挙の告示日直前まで公表する予定です。

議員 1 人当たり、名古屋市議は月 55 万円、愛知県議は月 50 万円が税金から各会派に支給されている政務調査費について、A4 で 1 枚の使途報告書のみ公開で、領収書が公開されておらず、議員の「第 2 給与」ではないかと、名古屋市民オンブズマンはこれまでずっと追及してきました。

前回の統一地方選が行われた平成 13 年 4 月分の政務調査費が全額使われていたのはおかしいとして、愛知県議に対して返還を求める住民訴訟を起こしております(現在最高裁係属中)。

また、自民党名古屋市議団では、元団長が、政務調査費の一部をプールして統一地方選の前に各議員に配分していたと発言したことを受け、自民党名古屋市議団へ返還を求める住民訴訟を起こしています。その後、病氣療養中の市議にも政務調査費を支給していたことが発覚し、返還を求める住民監査請求をしています(11 月上旬に監査結果発表)。

自民党名古屋市議団は、政務調査費の扱いをめぐる 06 年 10 月に分裂しています。(上記住民訴訟は、旧会派と新会派両方に返還を求めることにしました。)

これら住民訴訟のそもそもの原因は、政務調査費の「不透明さ」にあり、税金が原資である以上、用途を市民に報告し、説明してもらいたいというのが市民ほとんどの意見です。しかしながら、現段階では名古屋市区・愛知県議会とも、政務調査費の透明化に向けての動きは見えてきていません。

名古屋市民オンブズマンは、政務調査費を統一地方選挙の争点にすることで、政務調査費透明化の議員を増やしていきたいと考えていますし、選挙民の意見を反映してもらいたいと思っております。選挙時は、有権者が最も有権者らしく振舞える時期です。

領収書が公開されている自治体は、都道府県・政令市レベルでは06年7月現在で10府県・7政令市です。

<http://www.ombudsman.jp/seimu.html>

不透明な政務調査費を透明にするため、みんなで政務調査費を統一地方選挙の争点にしてみませんか？

政務調査費用途の指針作成へ 県議会が措置報告

日本海新聞 2006年11月1日

鳥取県議会は31日、住民監査請求に基づく政務調査費の用途について、監査委員の(是正)勧告などに対する措置をまとめ、監査委員に報告した。定期監査の対象となるように証拠書類の提出先を議長から議会事務局に変更するほか、用途基準については本年度中に新設する第三者機関に諮り、新指針を作成する方針。新たな措置を盛り込んだ条例改正を十一月県議会に提案し、新年度交付分から適用する。

県議会政務調査費検討プロジェクトチームが勧告に沿う形でまとめた。

「勧告」に対しては、証拠書類の提出先変更のほか、用途や手続きはガイドラインを作成し、出納簿の記載事項などを定め議員に周知徹底、旅費は原則領収書による実費 - と報告。

また是正「意見」への措置は、私有車両の原価償却費は政務調査費の対象外、私用と公務との区別が難しい電話や事務所経費などは、各議員が案分率の考え方を明示、人件費を支出する補助職員の対象から配偶者を除く、国外への旅行は報告書を作成 - など。

山根英明県議会議長は政務調査費の用途などの指針を決める際には県民意見を反映するため第三者機関を設置し、諮っていく考えを示した。

これに対し、住民監査請求を行った市民オンブズ鳥取の高橋敬幸代表は「ほとんど改善されていない」などと指摘。改善点として、国内の県外視察も報告書を提出する、広報費は議員歳費で賄う、政務調査費の支出項目から食料費を除く - などを挙げた。

県議会の政務調査費は、各議員に年間300万円支給。住民監査請求に基づき監査委員が用途を調査した結果、2004年度で全38議員のうち22議員で約120万円(108件)の不適正な用途があったとして是正を勧告していた。

10月25日に、福井県政務調査費損害賠償請求事件(平成18年(行ウ)第11号)の第1回口頭弁論が行われました。

下記は、今朝(10月26日)の中日新聞福井版を転記したものです。

.....

政務調査費訴訟で全面的に争う姿勢 第1回口頭弁論で県

領収書の提出を義務づけず公開されない県議会の政務調査費支出は不当として、市民オンブズマン福井のメンバー4人が県に昨年度の政務調査費約1億3千6百万円の返還を求めた訴訟の第1回口頭弁論が25日、福井地裁(小林克美裁判長であった)。

被告側は、訴えの棄却を求める答弁書を提出。全面的に争う姿勢を示した。答弁書で被告側は政務調査費を「議員が県の干渉を受けることなく活動するために求められている」と説明。用途に関する検査は、基本的に議会内部で行い、領収書添付は義務づけていないため、違法性がないと主張した。

原告側は、県議会に対し、政務調査費の会計帳簿と活動報告書などの証拠書類を提出させるよう同地裁に申し立てた。

訴状で原告側は、昨年度の政務調査費支出は、支出の裏付けとなる領収書が県民に非公開とされ、説明責任が果たされていない、支出額がほとんど万単位で計上されており、各会派の残額がゼロと記載内容の正当性が疑わしいと主張している。